

平成30年度 若者等ふるさと就労促進奨励金

評価表 NO.

39

所管部課名	商工政策課		担当者	吉井 直史				
事務事業名	雇用対策事業							
根拠法令	若者等ふるさと就労促進奨励金交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成30年度 予算額	26,300 千円	国県支出金 千円	一般財源 25,300 千円	その他 1,000 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	本市内での若者等の就職率		25%		平成35年度			
成果指標②								
補助対象者	本市の区域内に事業所を有し、事業を営む企業等に正規雇用として就労した若者等							
補助対象経費	一人につき奨励金10万円(甌島地域の企業等に就労した若者等は30万円)を生涯1回限り支給							
補助対象事業・活動の内容	本市の区域内に事業所を有し、事業を営む企業等に正規雇用として就労した若者等一人につき、奨励金10万円(甌島地域は30万円)を生涯1回限り支給する。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☒ その他						
補助金額又は補助率	一人につき奨励金10万円(甌島地域の企業等に就労した若者等は30万円)を生涯1回限り支給							
上記項目の積算方法	予算の範囲内							
補助を受ける 3年間の事業 (団体)等の 決算状況	収入	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
		自己資金	0		0	0.0%	0	0.0%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入				0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			25,000,000	100.0%	32,400,000	100.0%
		(前年度繰越金)				0.0%		0.0%
	計	0		25,000,000	100.0%	32,400,000	100.0%	
	支出	事業費						
計		0		0		0		
支出計/前年度支出計								
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数				250		324		
成果指標の推移①				16.6%		20.6%		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】該当なし 【前回評価への回答】該当なし 【事業のPR方法】ホームページや広報紙、セミナー等に掲載して周知を図っている。 【費用対効果】若者等の市内就職率の増加に寄与している。 【補助事業以外の事業】該当なし 【その他】該当なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	人手不足が深刻化しているなか、若者等の市内就職率の向上および市内企業等の経営安定に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	②に該当する。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	奨励金の支給により、若者等の就労意欲を促進している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	若者等が市内企業等への就労を促進するための奨励金であり、若者等へ支給する方法が望ましい。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	一人につき一律の奨励金額を定め、支給回数は生涯一回限りとしており、妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	一人につき生涯一回限りの支給としており、半永続的・固定的なものではない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	若者等の市内就職率の向上により、市内企業等の経営安定及び地域経済の活性化に繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	人手不足が深刻化しているなか、若者等の市内企業等への就労促進を図るために、奨励金を支給することは有効な政策手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	一人につき一律の奨励金額を定め、支給回数は1回限りとして明確に規定されたものであり、妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ☐現状のまま継続 ☒見直しの上で継続 ⇒今後の方向性☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☒補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 《上記方向の理由》 景気の回復が見られ、有効求人倍率も1倍を超える状況が続いていることから、今年度より若者等を採用した中小企業等への支給を廃止し、甑島地域の企業等に就労する若者等へ支給する奨励金額を増加、年齢要件を緩和した。 《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
			《今後の改革の方向性》 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止
			《まとめ》

薩摩川内市若者等ふるさと就労促進奨励金交付要綱

平成 28 年 3 月 28 日

告示第 162 号

改正 平成 29 年 3 月 27 日告示第 88 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、及び条例を実施するため、若者等ふるさと就労促進奨励金（以下「奨励金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 市長は、若者等のふるさとへの就労促進を支援することにより、本市の地域産業の振興を図るため、市内企業等に新たに就労する若者等に対し、予算の範囲内において奨励金を交付する。

(定義)

第 3 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 就労 雇用期間の定めが無く、厚生年金法（昭和 29 年法律第 115 号）に規定する厚生年金、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に規定する労働者災害補償保険又は雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に規定する雇用保険に加入している正規雇用の状態をいう。

(2) 市内企業等 法人その他の団体で本市の区域内に事業所を有し、事業を営むものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条の規定による指定を受けている団体又はその構成員の統制下にあるもの

イ 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体若しくは公益を害するおそれのある団体又は当該団体が構成団体となっている団体

(3) 若者等 次に掲げるいずれかのもの

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校等又はこれらに類するものと市長が認めた学校等を平成 27 年度以降に卒業した者で、卒業後 1 年以内に市内企業等に就労し、就労時において満 30 歳未満のもの。ただし、甕島地域の市内企業等に就労した者に限り、就労時において満 50 歳未満のものとする。

イ 本市に転入し、転入後 1 年以内に市内企業等に就労した者で、転入時において満 30 歳未満のもの。ただし、甕島地域に転入又は甕島地域以外の本市地域から転

居した者に限り、転入又は転居時において満50歳未満のものとする。

(交付対象)

第4条 奨励金の交付対象は、若者等とする。

(奨励金の交付)

第5条 市長は、若者等が奨励金の交付申請時に本市に住所を有し、6月以上継続して就労した場合において、若者等に対し、奨励金を交付する。

2 若者等に対する奨励金の交付は、1回限りとする。

(奨励金の額等)

第6条 奨励金の額は、10万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、甌島地域の市内企業等に就労した若者等に対する奨励金の額は、最大30万円とする。

3 前項の奨励金の額は、一会計年度に10万円を限度として、最大3回に分けて交付する。

(奨励金の交付申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする若者等（以下「申請者」という。）は、新卒者等が就労した日から6月を経過した日の翌日から起算して6月以内に、若者等ふるさと就労促進奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 正規雇用を証する書類

(2) 住民票の写し及び卒業証明書

(3) 継続して6月以上就労した事実を証する書類

(4) 市税の滞納がない旨の証明書（新卒者等については、添付不要）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、甌島地域の市内企業等に就労した若者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から起算して6月以内に、申請書に前項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 就労1年目の奨励金 就労した日から6月を経過した日

(2) 就労2年目の奨励金 就労した日から18月を経過した日

(3) 就労3年目の奨励金 就労した日から30月を経過した日

(奨励金の交付決定)

第8条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当であると認めるときは、若者等ふるさと就労促進奨励金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）を申請者に交付するものとする。

(奨励金の請求)

第 9 条 決定通知書の交付を受けた者は、奨励金の交付を請求しようとするときは、決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 1 月以内に若者等ふるさと就労促進奨励金交付請求書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

（調査等）

第 10 条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、奨励金の交付について必要な事項について、報告を求め、又は関係職員をして雇用状況、就労状況等を調査させることができる。

（決定の取消し又は奨励金の返還）

第 11 条 市長は、奨励金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の交付決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

（成果）

第 12 条 この奨励金の交付を通じて得ようとする成果は、若者等の市内企業等への就労及び市内企業等の経営安定とする。

（見直しの期間）

第 13 条 奨励金に係る条例第 4 条第 1 項の市長が定める期間は、3 年とする。

（効果の測定）

第 14 条 奨励金に係る条例第 4 条第 2 項第 1 号に定める効果は、本市内での若者等の就職率を指標に用いて測定するものとする。

（その他）

第 15 条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日告示第 88 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に就労した新卒者等又は当該新卒者等が就労した中小企業等に係る奨励金の申請については、第 8 条の規定による改正後の薩摩川内市新卒者等就労支援事業奨励金交付要綱第 8 条の規定中「6 月以

内」とあるのは「９月以内」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の薩摩川内市新卒者等就労支援事業奨励金交付要綱については、この施行日以後に就労した若者等に対する奨励金について適用し、施行日前に就労した新卒者等及び中小企業等に対する奨励金については、なお従前の例による。

補助金交付先一覧

平成29年度

【単位:円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費				
1	新卒者(194名)	19,400,000			19,400,000	19,400,000			19,400,000	奨励金の支給
2	UIJターナー者(28名)	2,800,000			2,800,000	2,800,000			2,800,000	奨励金の支給
3	中小企業等(55事業者102名分)	10,200,000			10,200,000	10,200,000			10,200,000	奨励金の支給
合計		32,400,000			32,400,000	32,400,000			32,400,000	